4　いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に応じて、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第三十条5から11まで若しくは第三十一条8に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第三部　補償金

第一章　通常郵便に関する特別規定

第二十九条　到着料についての総則

1　この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2　国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C七七／二〇一二により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1　二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域

2.2　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域

2.3　二千十四年以降に目標制度に参加する国及び地域（新たに目標制度に参加する国）

2.4　移行制度に参加している国及び地域

3　到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

4　内国制度の直接利用

4.1　原則として、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。

4.2　二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により二千十年より前に目標制度に参加した国の他の指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.3　二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。また、二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.4　移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくすることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。

5　到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条及び第三十一条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回ることはできない。

6　指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7　重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

7.1　二千十四年については、一キログラムにつき〇・八一五ＳＤＲ

7.2　二千十五年については、一キログラムにつき〇・八三八ＳＤＲ

7.3　二千十六年については、一キログラムにつき〇・八六一ＳＤＲ

7.4　二千十七年については、一キログラムにつき〇・八八五ＳＤＲ

8　書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千十四年については〇・六一七ＳＤＲ、二千十五年については〇・六三四ＳＤＲ、二千十六年については〇・六五二ＳＤＲ、二千十七年については〇・六七〇ＳＤＲとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千十四年については一・二三四ＳＤＲ、二千十五年については一・二六九ＳＤＲ、二千十六年については一・三〇五ＳＤＲ、二千十七年については一・三四二ＳＤＲとする。郵便業務理事会は、提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9　二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付き識別子が付されていない書留郵便物及び保険付郵便物又は万国郵便連合の技術標準Ｓ10に適合しないバーコード付き識別子が付された書留郵便物及び保険付郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五ＳＤＲとする。

10　到着料の計算においては、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、同一差出人により大量に差し出され、かつ、同一の又は別個の閉袋に包有される通常郵便物を「大量郵便物」といい、次条及び第三十一条の規定に従い、補償金が支払われる。

11　指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

12　指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

13　目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であって移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。